

教材作成時のお願い

OCWで公開する資料の中で他人の著作物（図表、画像、文章など）を利用する場合、著作権法の規定により、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ①利用する著作物が既に公表されていること
- ②利用に必然性があること
- ③引用される部分が必要最小限度であること
- ④他人の著作物を引用した部分が明確になっていること
- ⑤自らの著作物が主で、他人の著作物が従の関係にあること
- ⑥元の著作物を改変せず利用していること
- ⑦著者の名誉を傷ついたり、著者の意図に反したりするような利用でないこと
- ⑧出所を明示すること

そこで、講義資料等に他人（学生も含まれます）が作成した図表、画像、文章などが含まれている場合、以下のような対応をお願いします。

- (1) 上記の条件①～⑦をすべて満たすことを確認してください。
- (2) どの画像・文章等が引用されたものを明示してください。（画像の場合は接着する形で以下のように出所を記載する、文章の場合は「」をつけるなど）
- (3) 引用した著作物の出所を、各学問分野の慣行に合わせて、著作物の題号・著者名・出版社名等が明確に分かるよう表示してください。以下に表示方法の一例を示します。

雑誌掲載論文の場合：名大太郎「名古屋大学の誕生」『名古屋大学の歴史』10巻
2号、334-340頁、2005年

図書の場合：名大花子『名古屋大学の未来』、名大出版、43頁、2012年

ウェブサイトの場合：名古屋大学オープンコースウェア委員会「用語解説」

http://ocw.nagoya-u.jp/index.php?lang=ja&mode=g&page_type=glossary

なお、上記の要件を満たさない場合（出所が不明な図表がある場合、講義内容を説明する上で必要以上の分量を利用している場合、他人の著作物を改変している場合等）については、引用として適法に利用することができないため、削除させていただくことがあります。

また、自作の図表等であっても、雑誌掲載や学会発表等により著作権が他者に譲渡されている場合は、他人の著作物と同様の対応が必要です。

【参考】

- 通常の授業で用いる資料との違いについて

他人の著作物は、原則として著作権者の許諾なく複製して利用することはできません

んが、通常の授業では、著作権法が定める例外（教育目的の複製）により、必要な範囲内であれば他人の著作物を許諾なく複製して利用することができます。しかし、OCWのようにインターネット上で資料を公開する場合、この例外が適用されません。そこで、他人の著作物を許諾なく利用する場合には、著作権法が定める別の例外（引用）が適用されるようにする必要があります。そのための要件が、上記の①～⑧の要件です。

○著作物とは

「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」（著作権法2条1号）です。代表的な例として、絵画、写真、小説、音楽、映画、コンピュータプログラムなどがあります。

○著作権の保護期間とは

著作権の保護期間は、原則として著作者の生存中および死後50年間です。

問い合わせ先

名古屋大学教養教育院 OCW 事務室

電話：052-789-3904

Email：nuocw-inquiry@media.nagoya-u.ac.jp

【関連情報】

- 公益社団法人著作権情報センター
<http://www.cric.or.jp/index.html>
- 京都大学 OCW 著作権関連資料
http://www.icer.kyushu-u.ac.jp/copyright_links
- 九州大学附属図書館 付設教材開発センター
http://www.icer.kyushu-u.ac.jp/copyright_faq_top
- 名古屋大学 情報連携統括本部 インターネット上で教材等を公開するために
<http://www.icts.nagoya-u.ac.jp/ja/media/notice/copyright.html>
- 大学学習資源コンソーシアム（CLR: Consortium for Learning Resources）
<http://clr.jp/index.html>